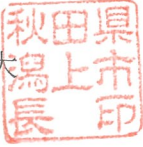


農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号) 第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 3 0 日

潟上市長 鈴木 雄 大



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

潟上市 16 地域

(塩口、中羽立、渋谷、羽立、天王・ハラヘ・一向・曲町・御休下、江川、児玉、大崎、二田・鶴沼台、下出戸・出戸新町、細谷、上出戸・三軒屋、大久保、乱橋・八丁目、豊川、下虻川・和田妹川・飯塚・金山)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 7 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手) の状況

経営対数

法人	1 6 経営体
個人	1 8 1 経営体
集落営農(任意組織)	1 3 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではないため、育成する必要がある。

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

新たな地域農業の担い手を創出し、そこに農地を集積・集約したり、新規就農者が参加したりすることが必要である。

(2) 今後の地域農業のあり方

農業経営の複合化を推進するとともに、生産品目の明確化に努める。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。また、農業をリタイヤまたは経営転換する人は原則として農地中間管理機構を活用する。